

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	個人住民税管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、個人住民税管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

酒々井町長

公表日

平成29年4月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課事務
②事務の概要	地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、企業・日本年金機構から提出された支払報告書を元に住民税額を計算し賦課する。 住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。
③システムの名称	個人住民税システム、共通宛名システム、収納管理システム、口座管理システム、申告受付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、データ連携システム、イメージ検索システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記）第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 情報提供(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120) 情報照会(27) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	酒々井町税務住民課住民税班
②所属長	税務住民課長 鳩貝剛
6. 他の評価実施機関	
地方公共団体情報システム機構(JLIS)、総務省、国税庁、地方税電子化協議会	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務住民課住民税班 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11 043-496-1171
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務住民課住民税班 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11 043-496-1171

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]